

# 第10回 定時株主総会 招集ご通知



2024年2月28日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)



東京都目黒区下目黒 1-8-1 ホテル雅叙園東京「清風」 (末尾の会場案内図をご参照ください。)

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件

## 目次

_		
招集ご通知		01
7	株主総会参考書類	06
	事業報告	09
	計算書類	28
	<u></u> 監査報告書	30

## 株 主 各 位

東京都品川区上大崎三丁目 5 番 1 1 号 株 式 会 社 CaSy 代表取締役加 茂 雄 一 CEO兼CFO 加 茂 雄 一

## 第10回定時株主総会招集ご通知

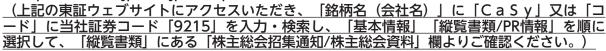
拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。 さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

<u>また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイ</u>トにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送下さるか、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2024年2月27日(火曜日)午後6時までに、議決権を行使して下さいますようお願い申しあげます。

## [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使 のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

## [書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

- **1. 日 時** 2024年2月28日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都目黒区下目黒 1-8-1 ホテル雅叙園東京「清風」 (末尾の会場案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項

**報告事項** 第10期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件 **第2号議案** 取締役5名選任の件

- 4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)
  - (1)書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (3)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
  - (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由をインターネットもしくは書面(郵送)により当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場 受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://corp.casy.co.jp/ir/) 及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
  - なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日時

2024年2月28日 (水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)



## インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2024年2月27日 (火曜日) 午後6時入力完了分まで



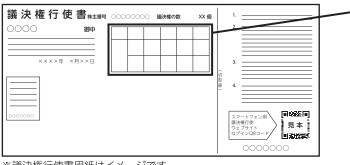
## 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年2月27日(火曜日) 午後6時到着分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合
- 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合
- 「否」の欄に〇印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合
- 「替」の欄に〇印
- 全員反対する場合
- 「否」の欄に〇印 >>
- 一部の候補者を 反対する場合
- 「**替** 」 の欄にO印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

- ※議決権行使書用紙はイメージです。
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り 扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱 いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとし てお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権 行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



# 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



**2** 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



**3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

## 第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由 委任型執行役員制度の導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下版は交叉的力を外のよう。)
現行定款	変更案
第4章 取締役 <u>及び取締役会</u> <新設>	第4章 取締役、取締役会及び執行役員 (執行役員) 第30条 取締役会は、その決議によって執行役員を定 め、当会社の業務を分担して執行させること ができる。なお、執行役員の選任、身分、職 務等の必要事項については、取締役会の定め る執行役員規程による。
第30条~第45条 (条文省略)	<u>第31条</u> ~ <u>第46条</u> (現行どおり)

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	B	所有する当社の 株式の数	
1	加茂雄一 (1982年10月28日生)		中央青山監査法人入所 太陽ASG監査法人(現、太陽有限責任監査 法人)入所 当社設立 代表取締役就任(現任)	331,670株
2	池 田 裕 樹 (1978年5月16日生)		NTTコムウェア株式会社入社 株式会社NTTデータ入社 当社設立 代表取締役就任(現任)	260,000株
3	<sup>しらさか</sup> ゆき 白 坂 ゆ き (1980年1月7日生)	2014年2月2017年6月2018年5月	入社 参議院議員 公設秘書就任 株式会社リクルートホールディングス 入社 株式会社TABI LABO入社	_
4	できの 平 野 圭 二 (1970年12月19日生)	2013年4月2016年9月	(現任) 当社取締役就任(現任)	_
5	がとう 加藤智久 (1980年9月8日生)	2016年4月2017年6月2018年9月	Monitor Group (現Deloitte Touche TohmatsuLimited.) 入社 株式会社レアジョブ設立 代表取締役社長 就任 同社代表取締役会長就任 Tuitt Inc (現Zuitt Technologies, Inc.) 創業 取締役就任 株式会社レアジョブ非常勤取締役就任 Tuitt Inc (現Zuitt Technologies, Inc.) 取締役社長就任 (現任)	_

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 平野圭二氏、加藤智久氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 加茂雄一氏は当社の創業者であり代表取締役CEO兼CFOとして、当社の経営を統括しております。 豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、会社の発展に貢献してまいりました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化に貢献いただけるものとして選任をお願いするものであります。
  - 4. 池田裕樹氏は当社の創業者であり代表取締役として、当社の経営を統括しております。豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、会社の発展に貢献してまいりました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化に貢献いただけるものとして選任をお願いするものであります。
  - 5. 白坂ゆき氏は取締役CHROとして、組織人事及び事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために選任をお願いするものであります。
  - 6. 平野圭二氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、経営監視機能、けん制機能を果たされてきており選任をお願いするものであります。また執行役員として、歴史ある大企業で経営の一端を担っており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導を期待しております。
  - 7. 加藤智久氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、経営監視機能、けん制機能を果たされてきており選任をお願いするものであります。また長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言を期待しております。
  - 8. 平野圭二氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって5年11ヶ月です。
  - 9. 加藤智久氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年6ヶ月です。
  - 10. 当社と平野圭二氏、加藤智久氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、二氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
  - 11. 当社は、加藤智久氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
  - 12. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2022年12月1日から) (2023年11月30日まで)

## 1. 会社の現況

## (1) 事業の経過及び成果

当事業年度(2022年12月1日~2023年11月30日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の第5類移行により、人流の拡大やインバウンド需要が増加し、社会経済活動の正常化が進んだことで、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方で、世界的な金融引き締めの影響から、物価上昇や金融資本市場の変動等が起こり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社では2023年10月より家事代行サービスの価格を改定いたしました。当社はこれまで、テクノロジーを活用した独自の仕組み構築による業務効率化・合理化により、コストの削減に努めてまいりました。しかしながら、2023年10月からインボイス制度が導入されたことに伴い、キャストの維持にかかるコストが増加しております。また、昨今の物価上昇に連動し、サービス運用コストも例外なく増加していることから、品質及び家事代行キャストの報酬維持と健全な事業継続のため価格改定を実施いたしました。なお、売上高は堅調に推移しておりますが、価格改定の来期以降の業績への影響は現在精査中であり、引き続き注視していく予定であります。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,547,881千円(前期は1,335,178千円、前期比15.9%増)となりました。また、営業利益は22,676千円(前期は33,604千円、前期比32.5%減)、経常利益及び税引前当期純利益は共に21,602千円(前期は経常利益及び税引前当期純利益共に22,047千円、前期比2.0%減)、当期純利益は21,072千円(前期は9,718千円、前期比116.8%増)となりました。

なお、当社は家事代行サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報に 関連付けた記載は行っておりません。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、8,112千円(ソフトウエア仮勘定を含む。)であります。これは主にオンラインプラットフォームの費用削減や、新規プロダクトの開発を目的としたソフトウエアの取得等によるものであります。

# (3) 資金調達の状況 該当事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況

区分	第7期 (2020年11月期)	第8期 (2021年11月期)	第9期 (2022年11月期)	第10期 (当事業年度) (2023年11月期)
売上高	965,356 千円	1,165,042 千円	1,335,178 千円	1,547,881 千円
経常利益又は 経常損失(△)	△120,193	千円 △5,943	千円 22,047	21,602
当期純利益又は 当期純損失(△)	△120,483	千円 3,065	<sup>千円</sup> 9,718	21,072
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)	△68.19	1.74	5.21	11.14
総資産	255,836 千円	270,241 千円	443,062 千円	486,940 千円
純資産	49,286 千円	52,352 千円	218,662 千円	239,734 千円
1株当たり純資産額	27.89 円	29.63 円	115.57 円	126.71 円

- (注) 1. 当社は、2021年10月27日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が 行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
  - 2. 第9期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第9期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

#### (6) 対処すべき課題

① サービスの安全性の向上について

当社の提供する家事代行サービスは、お客様のプライベートな空間の中にキャストが入りサービスを行う性質があり、お客様とキャストがともに安心してサービスを利用、提供できるプラットフォームの環境を構築することが重要な課題であると認識しております。

当社は、お客様とキャスト双方の安心・安全対策強化の一環として、お客様とキャスト 双方の本人確認、反社会的勢力との関与履歴、及び犯罪歴の有無等の確認を外部サービス と連携して2021年1月より開始する等、サービスの安全性を担保する仕組みの改善を図 り、お客様とキャスト双方の安心・安全なサービス提供へとつなげてまいります。

## ② サービスの成長について

当社は家事代行サービスのオンラインプラットフォームの運営を主たる事業としており、当社がサービスを通して創出することのできるお客様の時間は、プラットフォームに 登録されたお客様とキャストの人数に大きく依存しております。

今後、お客様及びキャストの登録者数の更なる増加を通して、お客様の時間をより多く 創出していくことは当社の課題であり、広告での求人活動やメディアでの露出等に引き続 き注力し、家事代行サービス及びプラットフォームの認知度の向上や集客力の強化に努 め、サービスを成長させてまいります。

## ③ 情報セキュリティ体制の強化について

当社のビジネスプロセスはオンラインプラットフォームを提供するシステムに大きく依存しており、事業の特性上個人情報を多く取り扱うため、扱う個人情報の保護の観点から高度な情報セキュリティの確保が必要となります。

当社では、個人情報等の機密情報につきまして、システムのセキュリティ体制を強化し、情報セキュリティについての社内規程を定めております。

加えて、個人情報の取り扱いについての勉強会や社内研修を全社で行い、内部監査での チェックを行うことで、適切な情報セキュリティ体制を整備しております。今後において も、情報セキュリティ体制の強化に努めてまいります。

#### ④ 収益体制の強化について

当社は、サービス利用件数の増加及びコスト削減のための施策を行っており、第9期及び第10期では営業利益を計上したものの、第8期では営業損失を計上しており、業務プロセスの効率化及びコスト削減による家事代行サービスの収益体制の確立については引き続き課題として認識しております。当社では、自社開発のシステムや蓄積したデータを最大限活用した課題解決により工数の削減を推進していくほか、顧客やキャストの獲得維持にかかる費用の適正化を通じて費用対効果の最大化を図ってまいります。

## ⑤ 内部体制の強化及び人材育成

当社は、事業の継続的な成長を実現していくために、従業員一人一人の成長が不可欠であると捉えております。精鋭の優秀な人材による事業運営を今後も継続し、業務フローやコンプライアンス、情報管理等を徹底認知させるなど内部管理体制強化を図りながら、ナレッジ共有をさらに進めることで、組織的なケイパビリティーの向上を図ってまいります。

## (7) 主要な事業内容(2023年11月30日現在)

事業区分	事業内容	
家事代行サービス事業	お掃除代行サービス、お料理代行サービス、その他暮らしのサービス(ハウスク リーニングサービス、整理収納サービス)の提供	

## (8) 主要な営業所(2023年11月30日現在)

	===₩□.III.c
	果只都品川区
1 '7'12	

## (9) 使用人の状況 (2023年11月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26 (21) 名	5 (7) 名	38.0歳	1.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマー)は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況 (2023年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	40,000千円
株式会社三井住友銀行	30,000千円

# (11) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年11月30日現在)

(1) 発行可能株式総数

(2) 発行済株式の総数

(3) 株主数

(4) 上位10名の株主

7,068,000株

1,892,000株

942名

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ワタキューセイモア株式会社	360,000	19.02
加茂 雄一	331,670	17.53
池田 裕樹	260,000	13.74
胡桃沢 精一	132,200	6.98
株式会社SBI証券	79,200	4.18
株式会社I.K.D	71,670	3.78
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	66,000	3.48
TSVF 1 投資事業有限責任組合	60,000	3.17
株式会社CARTA VENTURES	51,000	2.69
市島 政岐	46,100	2.43

<sup>(</sup>注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株 予約権等の状況

		第1回新株予約権		第2回新株予約権	
発行決議日		2017年11月15日		2018年11月26日	
新株予約権の数	女	1,300個	5	500個	
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 39,000株 (注) 1 (新株予約権1個につき 30株)		普通株式 15,000株 (注) 1 (新株予約権 1 個につき 30株)	
新株予約権の払	公込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 18,000円(注) 1 (1株当たり600円)		新株予約権1個当たり 50,010円(注) 1 (1株当たり1,667円)	
権利行使期間	権利行使期間		2019年12月 1 日から 2027年11月15日まで		1 日から 5日まで
行使の条件		(注) 2	)	(注)	2
	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,300個 39,000株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	500個 15,000株 1名
役員の 保有状況	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	—個 —株 —名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	—個 —株 —名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	—個 —株 —名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	—個 一株 —名
L		-			

		第3回新株予約権	
発行決議日		2019年10月31日	
新株予約権の	D数	1,100個	
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式33,000株 (注) 1 (新株予約権1個につき30株)	
新株予約権の	D払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の 出資される則		新株予約権1個当たり50,010円(注)1 (1株当たり1,667円)	
権利行使期間		2021年11月 2 日から 2029年10月30日まで	
行使の条件		(注) 2	
	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 1,100個 目的となる株式数 33,000株 保有者数 3名	
役員の 保有状況	社外取締役	新株予約権の数 —個 目的となる株式数 —株 保有者数 —名	
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	

- (注) 1. 2021年10月27日付で実施した株式分割(普通株式1株を30株に分割)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
  - 2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
    - ① 新株予約権の割当時において当社の取締役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社が認める場合はこの限りではない。
    - ② 当社株式が日本国内の証券取引所にて上場すること、もしくは③に定める事由行使期間初日より前に以下の事由が発生する場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。
    - ③ 行使期間初日より前に以下の事由が発生する場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。
      - (1) 当社経営権の第三者への移行
      - (2) 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること
    - ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。
    - ⑤ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
  - (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年11月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	加茂雄一	CEO兼CFO
代表取締役	池田裕樹	
取締役	白坂ゆき	CHRO
取締役	平野圭二	株式会社フロンティア 非常勤取締役 ワタキューセイモア株式会社 執行役員 ワタキューホールディングス株式会社 執行役員
取締役	加藤智久	Zuitt Technologies, Inc.取締役社長
常勤監査役	小松原 丈 夫	
監査役	田岡恵	
監査役	亀 甲 智 彦	株式会社テラスカイ 監査役 株式会社テラスカイベンチャーズ 監査役 Crossbridge法律事務所代表 株式会社ビーロット 取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役平野圭二、加藤智久は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役小松原丈夫、田岡恵、亀甲智彦は、社外監査役であります。
  - 3. 田岡恵氏は、長年にわたりグロービス経営大学院にて会計科目の教授をされるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 当社は、取締役加藤智久、監査役小松原丈夫、田岡恵及び亀甲智彦を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び執行役員(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が追補するものであり、1年毎に契約更新しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年2月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

## イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

## 口. 報酬等の構成

当社の報酬等の構成は固定報酬を支給するものとし、固定報酬は月例定額報酬、賞与により構成する。なお、月例定額報酬、賞与とは前期の当社業績を勘案し決定したものをいう。

ハ. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の固定報酬のうち月例定額報酬及び賞与については役位、職責、在任期間、常勤・非常勤の別に応じて他社水準、前期の当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内に おいて、取締役会が代表取締役に各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定を一任す る決議を行ったうえで代表取締役が、当社の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に 則り決定する。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (名)
取締役 (うち社外取締役)	47,900 (3,600)	47,900 (3,600)			4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	12,600 (12,600)	12,600 (12,600)	_ (—)	_ (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	60,500 (16,200)	60,500 (16,200)		_ (—)	7名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。
  - 2. 上記には無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。
  - 3. 取締役の報酬限度額は、2021年2月26日開催の第7回定時株主総会において、年額120百万円以内 (うち社外取締役分は14百万円以内) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数 は、4名(うち、社外取締役は1名)です。
  - 4. 監査役の報酬限度額は、2021年2月26日開催の第7回定時株主総会において、年額15百万円以内と 決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役は3名)で す。
  - 5. 当事業年度においては、2023年2月27日開催の取締役会にて代表取締役CEO兼CFOである加茂雄一氏及び代表取締役である池田裕樹氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外取締役平野圭二氏は、ワタキューセイモア株式会社、ワタキューホールディングス 株式会社の執行役員及び株式会社フロンティアの非常勤取締役であります。ワタキュー セイモア株式会社は当社のその他の関係会社であり、当社と業務提携契約を締結してお ります。株式会社フロンティアと当社の間には特別な関係はありません。
  - ・社外取締役加藤智久氏は、Zuitt Technologies, Inc.取締役社長であります。同社と当 社の間には特別な関係はありません。
  - ・社外監査役亀甲智彦氏は、株式会社テラスカイ社外監査役、株式会社テラスカイベンチャーズ監査役、Crossbridge法律事務所代表及び株式会社ビーロット取締役(監査等委員)であります。これらの会社と当社の間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職 務の概要
社外取締役 平野圭二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。主に企業経営に関する幅広く高度な知見と豊富な経験から積極的に意見を述べており、企業経営における専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 加藤智久	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に企業経営に関する幅広く高度な知見と豊富な経験から積極的に意見を述べており、企業経営における専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 小松原丈夫	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回 の全てに出席いたしました。企業経営における専門的な知識・経験から 議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 田岡恵	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。会計分野における専門的な知識・経験から 議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 亀甲智彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回 の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識・経験から議 案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

## (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,900千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象 太陽有限責任監査法人

## ② 奶分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

## ③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a) 当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとと もに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図り ます。
  - b) 当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士 による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や 事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保いたします。
  - c) 「リスク・コンプライアンス委員会」は、万が一不正行為が発生した場合には、その 原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて 再発防止活動を推進いたします。
  - d) 内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反又はその恐れのある事実の早期発見に努めます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ関連規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立いたします。情報セキュリティに関する具体的な施策については、情報セキュリティ委員会で審議し、推進いたします。
  - b) 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理いたしま す。
  - c) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書 又は電磁的媒体に記録し、保存いたします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び 事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。
  - b) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「リスク・コンプライアンス委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告いたします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行います。
  - b) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の 利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行いたします。
  - c) 当社は、「組織規程」及び「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告いたします。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性 に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - a) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。当該使用人 は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとします。
  - b) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役の同意を得たうえで行い、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
  - a) 当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他 に関する報告を行います。
  - b) 監査役は、重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の 状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク・コンプライアンス管理及びコンプ ライアンスの状況等の報告を受理いたします。

② 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にいたします。

- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を 会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払います。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a) 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧いたします。
  - b) 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視いたします。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - a) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。
  - b) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
- ① 反社会的勢力への対応
  - a) 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に 基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化いたします。
  - b) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門 機関との密接な連携を構築いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

取締役会を17回開催し、取締役及び社外取締役の出席の下、経営の基本方針、法令や 定款で定めた事項、経営に関する重要な事項の審議と決議を行っております。

## ② 監査役の職務の執行について

監査役会を14回開催した他、内部監査担当者及び会計監査人との連携を図るとともに、取締役会に出席し、経営・税務・法務等の幅広い知見から適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言や提言を行っております。また、常勤監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し各取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査しております。非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

## ③ 内部監査の実施について

当社では、内部監査担当者が内部監査基本計画書に基づき行う定期監査と、その結果を受け被監査部門が改善を適切に実行しているかを確認するフォローアップ監査を行い、その監査結果について代表取締役に報告しております。なお、当社は現在の組織規模を勘案し、独立した内部監査専任部門は設けておらず、外部委託により内部監査を実施しております。

## ④ リスク・コンプライアンスについて

- a) リスク・コンプライアンス規程を定めている他、全従業員を対象に研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。
- b) 内部通報規程を定め、取締役及び監査役への社内窓口と顧問弁護士事務所への社外窓口を設定し、全社集会にて全社員に周知をしております。
- c) リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から審議を行っております。
- ⑤ 情報セキュリティについて

情報セキュリティ委員会を4回開催し、情報セキュリティに関する審議を行っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務基盤の強化と成長過程にある事業の持続的な拡充を目指していくために、まずは内部留保資金の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を実施しておりません。今後も更なる登録利用者の増加による売上高拡大が継続することが見込まれることから、当面の間、事業投資を最優先し中長期的な成長に向けた収益基盤を構築する必要があると認識しています。

しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。内部留保につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として有効に活用していく方針であります。

# 貸借 対照表

(2023年11月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	442,658	流動負債	177,205
現金及び預金	349,465	買掛金	86,372
売掛金	81,439	未払金	45,642
前払費用	7,130	未払費用	20,932
その他	4,622	未払法人税等	530
固定資産	44,281	前受金	2,682
有形固定資産	2,697	預り金	1,972
建物附属設備	1,738	賞与引当金	5,000
工具、器具及び備品	958	その他	14,072
無形固定資産	29,936	固定負債	70,000
ソフトウエア	29,936	長期借入金	70,000
投資その他の資産	11,648	負債合計	247,205
敷金	11,648	(純資産の部)	
		株主資本	239,734
		資本金	50,000
		資本剰余金	556,545
		資本準備金	448,320
		その他資本剰余金	108,225
		利益剰余金	△366,810
		その他利益剰余金	△366,810
		繰越利益剰余金	△366,810
		純資産合計	239,734
資産合計	486,940	負債純資産合計	486,940

<sup>※</sup>記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年12月 1 日から) 2023年11月30日まで)

(単位:千円)

科目	金	額
売上高		1,547,881
売上原価		986,584
売上総利益		561,296
販売費及び一般管理費		538,620
営業利益		22,676
営業外収益		
受取利息	3	
その他	91	94
営業外費用		
支払利息	1,091	
その他	76	1,167
経常利益		21,602
税引前当期純利益		21,602
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	_	530
当期純利益		21,072

<sup>※</sup>記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月15日

株式会社CaSy 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 中 村 憲 一 印

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 石 倉 毅 典 🗊

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CaSyの2022年12月1日から2023年11月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において 業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について 検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年1月23日

## 株式会社 CaSy 監査役会

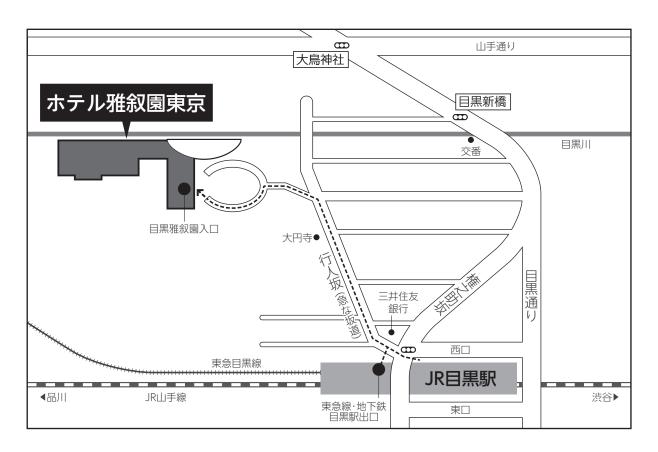
常勤監査役(社外監査役) 小松原 丈 夫 印 監査役(社外監査役) 田 岡 恵 印

監査役(社外監査役) 亀 甲 智 彦 印

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都目黒区下目黒1-8-1 ホテル雅叙園東京「清風」



## 会場最寄駅

目黒駅(JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線、三田線出口)より行人坂を下ってホテル 雅叙園東京「清風」まで徒歩約6分です。